公　第　８　－１６３　号
令 和 ８ 年 １１ 月 ５ 日
株式会社日本政策金融公庫
管　財　部　契　約　課

共通 ERP システムに係るサービス利用料等

「共通 ERP システムに係るサービス利用料等」を、以下の要領で公募に付す。

本調達は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）で利用している共通 ERP システムにおいて、2024 年 1 月より稼働している、公募仕様書記載のシステム（以下「本システム」という。）のサービス利用料等の調達である。

本件は共通 ERP システムと連携しているため、共通 ERP システムやプログラムの仕様及び公庫仕様の設定等を細部まで理解している特定業者のみが提供可能と考えるが、他に提供が可能である者の有無を確認するために公募を実施する。

１　公募に付する事項

（１）件名

共通 ERP システムに係るサービス利用料等

（２）概要等

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

（３）契約締結時期

別途交付する「公募仕様書」のとおり。

２　参加資格

次の要件に適合する者であること。

（１）業務アプリケーションの理解に関する条件

イ　本システムに係る仕様を理解していること。

ロ　公庫共通基盤（公庫標準アーキテクチャーに基づいて構成されたシステム基盤で、複数のアプリケーションの一元的な運用管理を実現するもの。）と本システムの業務アプリケーションとの連携に係る仕様を理解していること。

（２）令和 07・08・09 年度全省庁統一資格、「役務の提供等」において「Ａ」または「Ｂ」の等級に格付けされている者であること、又は、申請書類により同等であると確認できる者であること。

（３）次の各項に該当しない者であること。

イ　契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。

ロ　公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた３年以内の期間を経過しない者。

（イ）契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（ロ）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

（ハ）契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

（ニ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（ホ）正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

（ヘ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（ト）この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ハ　参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
（４）経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
（５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
（６）参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
（７）公庫が掲げる人権方針の趣旨を理解していること。
（８）その他公庫が不適当と認めた者でないこと。

３　仕様書交付及び交付期限
（１）交付方法
原則として、調達情報サービス（https://jfc.efftis.jp/PPI/Public/）により交付する。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、電子メールにより交付することができる。電子メールによる交付を希望する者は、次の内容の電子メールを、管財部契約課代表アドレス（pnbid-k@jfc.go.jp）に送信すること。
（ア）電子メールの標題に、「公第８-163 号に係る公募仕様書交付希望」と記載する。
（イ）電子メールの本文に、次の内容を記載する。
①　件名「共通 ERP システムに係るサービス利用料等」
②　交付申請者の住所、氏名、電話番号、メールアドレス（交付申請者が法人の場合は、住所、法人名、担当部署、担当者氏名（役職）、電話番号、メールアドレス）、**調達情報サービスが利用できない理由**
公庫が当該電子メールに返信することにより、仕様書を交付する。仕様書が受信できない場合又は早急な交付を希望する場合は、項番６の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。
なお、窓口（項番６の場所）での交付を希望する場合は、交付希望日の前営業日までに項番６の申込・問合せ先まで電話連絡を行うこと。
（２）交付期限
令和８年 11 月 27 日 15 時 00 分

４　申込方法
参加を希望する者は、令和８年 11 月 27 日 15 時 00 分までに、参加申込書（別添１）及び項番５に示す提出書類を項番６の申込・問合せ先へ、項番７の提出方法にて提出すること。

５　提出書類
（１）参加資格があることを証明する書類
イ　法人登記簿謄本（申込前３ヵ月以内に発行されたもの）
ロ　財務諸表（直近２期分）
ハ　法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その３）又は同（その３の２）若しくは同（その３の３）
ニ　適合証明書（別添２）
ホ　誓約書（別添３）
（注）イ、ロ及びハは、令和 07・08・09 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。
（２）見積書
別途交付する「公募仕様書」に基づき作成すること（様式適宜）。

６　申込・問合せ先
〒100-0004

東京都千代田区大手町１丁目９番４号（大手町フィナンシャルシティ　ノースタワー）
株式会社日本政策金融公庫　管財部　契約課
担当： 元岡　愛未
電話： 03-3270-1552
FAX ： 03-3270-1411

7　提出方法

原則として、調達情報サービスで提出すること。ただし、システム上の制約等によって調達情報サービスの利用ができない場合は、持参又は郵送で提出することができる。

持参の場合には、項番６における「日本公庫エントランス１階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申請書等を持参した旨を伝えること。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8　その他

（１）参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
（２）書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
（３）提出された書類は、返却しない。
（４）提出された書類の提出期間後の差し替え及び再提出は認めない。
（５）調達情報サービスで公募参加申請書等を提出する場合は、押印が必要な提出書類についての押印は不要である。
（６）参加資格要件を満たした者が「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第 25 号)」及び関連する政令等（以下、「フリーランス法」という。）における「特定受託事業者」（フリーランス）に該当する場合は、フリーランス法における発注者側の義務を果たす範囲内で仕様又は契約内容を変更する場合がある。
（７）本件に係る機密情報の取扱いに当たって、「安全対策ガイドライン」を交付した場合、生成 AI サービスの利用を予定する者は当該ガイドラインの記載事項に留意すること。

別添１

令和　　年　　月　　日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長　佐藤　信一　殿

郵 便 番 号

住　　所

商号又は名称
代 表 者 氏 名　　代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和８年 11 月５日付で公告した「共通 ERP システムに係るサービス利用料等」の公募に参加することを希望します。

○連絡先
（担当部署）
（担当者名）
（電話番号）
（E-MAIL）

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第 25 号）」及び関連する政令等における「特定受託事業者」(注１)に係る確認欄（いずれか該当する欄に○をつけること。）

該当	非該当

（注１）特定受託事業者とは、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。
①個人であって、従業員を使用(注２)しないもの
②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用(注２)しないもの
（注２）従業員を使用とは、１週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用が見込まれる労働者を雇用することです。労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。
なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

別添２

令和　　年　　月　　日

適　　合　　証　　明　　書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長　佐藤　信一　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加資格	合否判定の根拠となる事由
業務アプリケーションの理解に関する条件 イ　本システムに係る仕様を理解していること。 ロ　公庫共通基盤（公庫標準アーキテクチャーに基づいて構成されたシステム基盤で、複数のアプリケーションの一元的な運用管理を実現するもの。）と本システムの業務アプリケーションとの連携に係る仕様を理解していること。	【参加資格の有無を選択し、適宜理由を記載すること。】 有　・　無 理由：
公庫が掲げる人権方針（https://www.jfc.go.jp/n/company/sdgs/pdf/HumanRightsPolicy.pdf）の趣旨を理解していること。	【公庫の人権方針を確認した上で、該当する方に○印をつけること。】 公庫が掲げる人権方針の趣旨を 理解している　・　理解していない

別添３

令和　　年　　月　　日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長　佐藤　信一　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　代表者印

誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「共通 ERP システムに係るサービス利用料等」に係る公募（令和８年 11 月５日付け公告）に関し、「２　参加資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

１ 次の各項に該当しない者であること。
（１）契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
（２）公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた３年以内の期間を経過しない者。
イ　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
ロ　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
ハ　契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
ニ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
ホ　正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
ヘ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
ト　この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
（３）参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
２　経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者
３　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。

以上